

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コンプライアンスの遵守と企業の社会的責任を重視する経営姿勢のもとで、経営環境の変化に迅速に対応する経営の意思決定と効率的かつ透明性の高い経営体制を構築し、一層の企業価値の向上をはかり、株主をはじめ顧客先より長期的なご信頼をいただくことをコーポレート・ガバナンスの重要課題と認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人八幡記念育英奨学会	2,201,000	9.25
双栄興業株式会社	1,170,000	4.91
株式会社みずほ銀行	1,049,000	4.41
株式会社埼玉りそな銀行	1,040,000	4.37
株式会社広島銀行	1,040,000	4.37
神戸道雄	802,000	3.37
八幡信孝	774,000	3.25
八幡欣也	652,090	2.74
ビービーエイチフォーフィデリティーロープライズストックファンド	534,000	2.24
サンテック従業員投資会	407,190	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3 月
-----	-----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数更新	1000人以上
-----------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中尾誠男	他の会社の出身者											
佐藤正臣	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中尾誠男	○	該当事項はありません。	中尾誠男氏は、長年にわたり、会社経営に携わった専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、独立役員として指定しております。また、一般株主との間に利益相反の生じる恐れは無いと認識しております。
佐藤正臣	○	佐藤正臣氏の出身元である住友重機械工業株式会社は、当社の取引先の一つではありますが、同社との取引が売上高に占める割合は僅少であり影響度は希薄であります。	佐藤正臣氏は、企業における長年の経験を活かし、エンジニアリング会社の専門性および総務部門の経験と幅広く高度な経営の見識を当社の経営に活かしていただけると判断し、独立役員として指定しております。また、一般株主との間に利益相反の生じる恐れは無いと、認識しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

なし

任意の委員会の有無	
-----------	--

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、東邦監査法人と監査契約をしており、定期的に法定監査を受けております。監査役と会計監査人は定期監査時のほか、必要に応じて、情報や意見の交換をおこなっております。

監査役は、業務執行部門から独立した監査室から定期的に報告を受けるとともに、監査スケジュールや監査結果などの情報交換をおこなうなど、緊密な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
秋山勝貞	他の会社の出身者										△			
平野秀樹	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山勝貞	○	秋山勝貞氏の出身元である日本銀行は、当社の取引先の一つではありますが、同行との取引が売上高に占める割合は僅少であり影響度は希薄であります。	秋山勝貞氏は、日本銀行の管理職を経験され、その知識・経験を当社の監査機能に活かしていただけると判断し、独立役員として指定しております。 また、一般株主との間に利益相反の生じる恐れは無いと、認識しております。
平野秀樹	○	平野秀樹氏の出身元である株式会社埼玉りそな銀行は、当社の取引銀行の一つではありますが、現在当社の同行からの借入はありません。また、同行は、当社の取引先であります但売上高に占める割合は僅少であり影響度は希薄であります。	平野秀樹氏は、都市銀行の役員を歴任され、その知識・経験を当社の監査機能に活かしていただけると判断し、独立役員として指定しております。 また、一般株主との間に利益相反の生じる恐れは無いと、認識しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与については、経営の中長期的観点から行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の年間総報酬額 77,182千円(うち社外取締役 6,300千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会で定める一定の基準で支給しております

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対する専従者はおりませんが、取締役会開催案内等必要に応じて常勤監査役あるいは管理部が情報の伝達をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名、監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されております。また、15名の執行役員(うち取締役兼任4名)を置き、取締役社長・社外取締役・監査役および社外監査役が出席する執行役員会を開催する等、コーポレート・ガバナンスを重視した、迅速かつ取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための業務執行体制を整えております。

当社は、監査室を設置し、業務全般についての内部監査、業務改善指導を実施しており、監査結果を経営トップおよび監査役に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部統制の実効性を確保しております。

取締役・社外取締役・監査役および社外監査役は、毎月開催される取締役会、執行役員会またはその他重要会議に出席し、取締役および社外取締役は相互の経営監視と執行役員の業務を監督し、監査役および社外監査役は取締役の意思決定・業務執行を監督、妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

当社の会計監査人については東邦監査法人より法定監査を受けており、監査役会への定期的な報告が実施されております。

業務を執行した公認会計士は次の2名であります。

指定社員 業務執行社員 矢崎英城(継続監査年数7年)、小林広治(継続監査年数4年)

なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、東邦監査法人の監査計画に基づき、公認会計士6名、会計士補1名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役2名および社外監査役2名が企業経営の経験や財務・会計等の専門的見地を有し、社外からの視点で経営監視を行っており独立性ならびに中立性の確保ができると認識しております。

以上のことから、現状の体制においてコーポレート・ガバナンスが十分に機能していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、集中日の前日以前の日程を設定し、開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(期末決算および中間決算)決算短信開示後、決算説明会を開催することとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	期末報告書、中間報告書、四半期決算短信、期末決算短信および適時開示資料のほか有価証券報告書を掲載しております。 招集通知書を発送日に東証ホームページおよび当社のIRページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業行動憲章および企業行動規範において、環境問題の重要性を認識し、環境保全に配慮した企業活動を行う旨、規定しております。 ISO14001を認証取得するとともに、環境方針を制定し、環境保全活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章および企業行動規範において、お客さま・株主・投資家をはじめステークホルダーに対して、適時・適切に情報開示を行う旨、規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会で、業務の適性を確保するための体制の整備に関する基本方針を決議し、平成27年4月28日開催の取締役会で当該基本方針の一部を改定する決議をいたしました。
改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業行動憲章及び企業行動規範を定め、コンプライアンス・リスク管理体制を確立するための取り組みを行い、法令・定款違反を未然に防止する。
 - (2) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - (3) 反社会的勢力による不当要求に対して組織全体で対応し、反社会的勢力とは一切の取引関係を持たない。
2. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
情報管理基本方針を整備し、取締役会規則、情報管理規程等を定め、情報の適切な保存及び管理する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を定め、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。また、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保する。
 - (2) 取締役の職務執行の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定める。
5. 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令・定款・企業行動規範及び社内規程等を従業員に周知徹底する。
 - (2) 内部通報制度を定め、違法行為・不正行為等を早期に発見し、是正する。
 - (3) 重大性に応じて、取締役会が再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業行動憲章を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
 - (2) 取締役は、当社及びグループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、監査役を補助する使用人として、監査室所属の使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができる。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、監査役を補助すべき使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課、異動及び懲戒については監査役の同意を得る。
9. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告する。
 - (2) 内部監査部門、リスク管理部門、法務・コンプライアンス部門を担当する取締役は、担当部門の業務状況について監査役に報告する。
 - (3) 取締役は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。また、使用人が監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合に速やかに報告を行うことができる体制を整備する。
 - (4) 監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
 - (5) 監査役は、職務執行に必要となる費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。
10. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。
 - (2) 監査役は、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受ける。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保および内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築する。

制定：平成18年5月19日

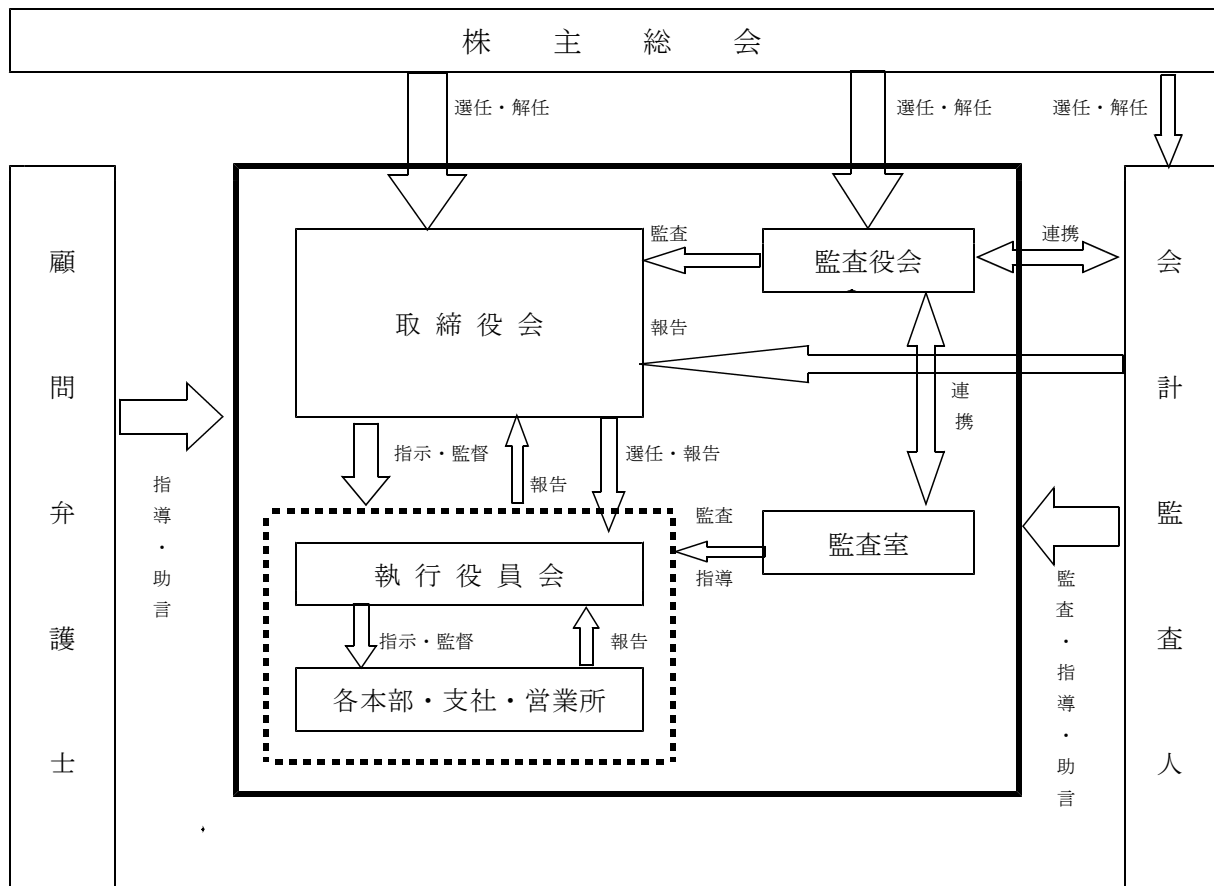
改定：平成19年3月30日

改定：平成20年4月30日

改定：平成27年4月28日

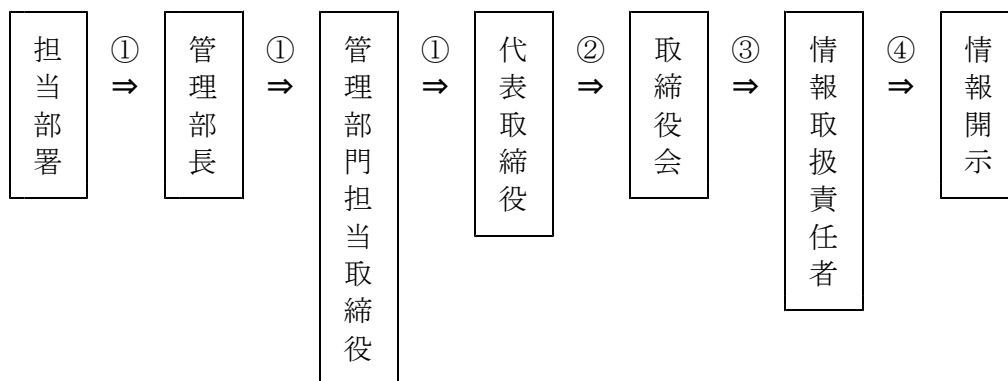
2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業行動規範において、反社会的勢力との関係遮断について、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、経済的な利益は供与しない旨、定めております。



【適時開示体制概要図】

決定事実に関する情報・発生事実に関する情報及び決算に関する情報の社内体制図



- ① 報告・連絡
- ② 付議・報告
- ③ 開示承認
- ④ T D n e t 登録